

調査計画

1 調査の名称 (特定一般統計調査 その他の一般統計調査)

総合エネルギー統計補足調査 (電気事業者の発電量内訳等調査)

2 調査の目的

本調査は、電気事業者における発電端電力量、所内用電力量を発電種別に把握すると共に混焼している燃料種別の発電端電力量の内訳等を把握し、総合エネルギー統計 (エネルギーバランス表等) 作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (全国 その他)

(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

電気事業法第2条第1項第17号に掲げる電気事業者

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約900企業

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

電気関係報告規則 (昭和40年通商産業省令第54号) 第2条に定める発電月報の結果を母集団情報とし、調査実施の前年度において発電実績のある者を全て選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 事業者名、所在地

② 自社発電所の発電種別の発電端電力量、所内用電力量及び送電端電力量並びに発電種別に混焼している燃料種別の発電端電力量

③ 火力発電所における燃料消費量のうち雑用の内訳

[集計しない事項の有無] 無 有

・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるもので

あり集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年4月1日から調査実施年の3月末日

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査系統

資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

- ・資源エネルギー庁から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して電子メールにより、電子媒体の調査票を送付する。
- ・報告者は、電子メールにより送付された調査票に入力し、民間事業者に電子メールにより提出する。
- ・電子メールによる調査票の送付、回収の具体的な実施方法としては、①報告者から申告のあったメールアドレスに誤りがないことを確認するためテスト送信を行った後、②電子媒体調査票 (EXCELファイル) を送信し、③送信元である民間事業者のメールアドレスへの返信により調査票を回収。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保持されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。

民間事業者への委託業務：調査票の配布・取集、督促、疑義照会

7 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月中旬～7月下旬

8 集計事項

発電種別発電端電力量、所内用電力量、送電端電力量及び燃料種別の発電端電力量、火力発電所における燃料消費量のうち雑用の内訳

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査実施年の11月下旬まで

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査は、「電気事業法第2条第1項第17号に掲げる電気事業者」を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	6か月	資源エネルギー庁長官官房 総務課戦略企画室長
調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	常用	資源エネルギー庁長官官房 総務課戦略企画室長

過去に実施した調査における取集状況

平成 30～令和 6 年度までの調査票回収率、オンライン回答率は以下のとおりである。

調査実施年度	調査票回収率	オンライン回収率
平成 30 年度	95.2%	100.0%
令和元年度	95.8%	100.0%
令和 2 年度	95.3%	100.0%
令和 3 年度	97.7%	100.0%
令和 4 年度	97.1%	100.0%
令和 5 年度	97.4%	100.0%
令和 6 年度	93.4%	100.0%